

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正について
藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を次のように改正
する。

2011年（平成23年）12月15日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

1 改正する規程

別紙のとおり

2 施行期日

平成24年4月1日

提案理由

この規程を提出したのは、藤沢市学習文化センター条例の廃止に伴い、所要の改正をする必要による。

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年 月 日提出

藤沢市教育委員会

委員長 小澤一成

藤沢市教育委員会訓令甲第 号

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する規程

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成21年教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1生涯学習課の項学習文化センターに勤務し、学習文化センターの管理運営業務に従事する職員の項を削る。

別表第2生涯学習課の項学習文化センターに勤務し、学習文化センターの管理運営業務に従事する再任用短時間勤務職員の項を削る。

別表第3生涯学習課の項学習文化センターに勤務し、学習文化センターの管理運営業務に従事する再任用短時間勤務職員の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程新旧対照表

改 正 案					現 行				
別表第 1(第 2 条関係)					別表第 1(第 2 条関係)				
所属課等	対象者の範囲	勤務時間及びその割振り	休憩時間	週休日	所属課等	対象者の範囲	勤務時間及びその割振り	休憩時間	週休日
生涯学習課	公民館に勤務する職員	一般職員に同じ。	60 分とし、その時限は、所属長が定める。	一般職員に同じ。	生涯学習課	公民館に勤務する職員	一般職員に同じ。	60 分とし、その時限は、所属長が定める。	一般職員に同じ。
	学習文化センターに勤務し、学習文化センターの管理運営業務に従事する職員	4 週間について 155 時間で勤務するものとする。1 勤務は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分とする。	一般職員に同じ。	月曜日及び条例第 3 条の規定により任命権者が定める日		<u>学習文化センターに勤務し、学習文化センターの管理運営業務に従事する職員</u>	<u>4 週間について 155 時間で勤務するものとする。1 勤務は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分とする。</u>	<u>一般職員に同じ。</u>	<u>月曜日及び条例第 3 条の規定により任命権者が定める日</u>
別表第 2(第 2 条関係)					別表第 2(第 2 条関係)				
所属課等	対象者の範囲	勤務時間の割振り	休憩時間	週休日	所属課等	対象者の範囲	勤務時間の割振り	休憩時間	週休日
生涯学習課	公民館に勤務する再任用短時間勤務職員	1 週間について 15 時間 30 分、23 時間 15 分又は 31 時間(19 時間 22 分 30 秒で任用される職員は 2 週間について 38 時間	60 分とし、その時限は、所属長が定める。	日曜日、土曜日及び条例第 3 条の規定により任命権者が定める日	生涯学習課	公民館に勤務する再任用短時間勤務職員	1 週間について 15 時間 30 分、23 時間 15 分又は 31 時間(19 時間 22 分 30 秒で任用される職員は 2 週間について 38 時間	60 分とし、その時限は、所属長が定める。	日曜日、土曜日及び条例第 3 条の規定により任命権者が定める日

		45分)で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後5時15分までとする。		
	学習文化センターに勤務し、学習文化センターの管理運営業務に従事する再任用短時間勤務職員	4週間について62時間、77時間30分、93時間又は124時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後5時15分までとする。	一般職員に同じ。	月曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日

別表第3(第2条関係)

所属課等	対象者の範囲	勤務時間の割振り	休憩時間	週休日
生涯学習課	公民館に勤務する再任用短時間勤務職員	1週間について15時間30分から31時間までの範囲内で任命権者が定めた時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後5時15分までの間の7時間45分を超えない範囲内	60分とし、その時限は、所属長が定める。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日

		45分)で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後5時15分までとする。		
	学習文化センターに勤務し、学習文化センターの管理運営業務に従事する再任用短時間勤務職員	4週間について62時間、77時間30分、93時間又は124時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後5時15分までとする。	一般職員に同じ。	月曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日

別表第3(第2条関係)

所属課等	対象者の範囲	勤務時間の割振り	休憩時間	週休日
生涯学習課	公民館に勤務する再任用短時間勤務職員	1週間について15時間30分から31時間までの範囲内で任命権者が定めた時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後5時15分までの間の7時間45分を超えない範囲内	60分とし、その時限は、所属長が定める。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日

		とし、所属長がその割振りを定める。		
	学習文化センターに勤務し、学習文化センターの管理運営業務に従事する再任用短時間勤務職員	4週間について62時間から124時間までの範囲内で任命権者が定めた時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後5時15分までの間の7時間45分を超えない範囲内とし、所属長がその割振りを定める。	一般職員に同じ。	月曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日

		とし、所属長がその割振りを定める。		
	学習文化センターに勤務し、学習文化センターの管理運営業務に従事する再任用短時間勤務職員	4週間について62時間から124時間までの範囲内で任命権者が定めた時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後5時15分までの間の7時間45分を超えない範囲内とし、所属長がその割振りを定める。	一般職員に同じ。	月曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日